

登録番号

311-01

○学外兼職に関する内規

制 定	昭和 60 年 12 月 16 日
最近改正	平成 29 年 10 月 17 日

第 1 条 この内規は、大阪産業大学職員就業規則第 14 条の規定により、本学の教職員「以下職員という」が、学外の兼職に関し必要な事項を定める。

第 2 条 職員が、本学以外の他の学校、研究所、その他の機関から兼職（出講、委員、顧問等）の要請があったときは、兼職先の学長又は学校長その他当該機関の代表者から、理事長あてに公文書による依頼を必要とする。

第 3 条 職員が、学外の兼職をしようとするときは、任期ごとに「学外兼職許可願」を職務上の部長を通じて学長に提出し、理事長の許可を得るものとする。但し、他大学等に非常勤講師、客員等の身分で出講する場合、また、国・政府機関からの依頼の場合を除き、学長決裁で足りるものとする。

2 「学外兼職許可願」の様式は、別紙の通りとし、原則として 2 月末日までに提出するものとする。

第 4 条 学外出講は、本務に支障のない範囲において、原則として週 1 日とする。

第 5 条 委員、顧問等については、定期的継続する場合はそのはじめに、不定期的な場合はその都度、職務上の部長を通じて学長に提出し、理事長に願い出るものとする。

附 則

（施行期日）

この内規は、昭和 60 年 12 月 16 日より施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 17 日）

この内規は、平成 29 年 10 月 17 日から施行する。